

あいち暮らし

2016年
No. 121

若者向け
特集号

キミの行動が社会を変える

社会、経済、環境への影響力を理解し、
積極的に行動できる「消費者市民」をめざそう！



発展途上国の生産者や
人々の生活支援につながる



クレジットでの
買い物は
『借金』です



商品を買うことで商品や企業の
支援・応援につながる
買い物は「消費者の投票」！

環境や社会に
配慮した
『買い物』をしよう！

あなたならこんな時、どうしますか？

消費者市民って？

消費者一人一人が、消費行動を通じて、公正で持続可能な社会の実現に向けて積極的に参加していく社会を「消費者市民社会」といいます。消費者一人一人の行動が集まれば、社会・経済・環境などを変化させ、より良い社会をつくりあげていくことができるのです！

キミの行動で社会が変わる！



※トラブルにあわないためのアドバイスは、P4を参照してください。

※P3に続きます

「消費者市民社会」

に向けた取組ってどんなこと？

例えば

- 人や社会、環境に配慮した商品を購入するなど、倫理的に消費活動を行うこと。(エシカル消費)
(例)・フェアトレード(※)商品
・簡易包装商品、リサイクル品などのエコ商品
・地元で生産された商品(地産地消)
※発展途上国の農産物などを、適正な価格で継続的に購入する取組
- 食品は必要な分だけ購入する。「賞味期限」を正しく理解する。

契約について学び、消費者トラブルを防ぎましょう

契約ってなんだろう？

Q1. 次のうち、「契約」が成立しているのはどれでしょう？

※答えはP5の下

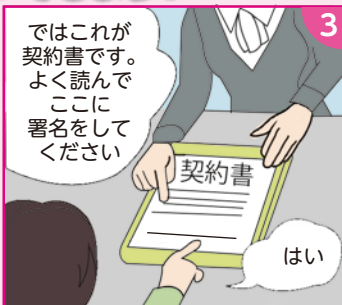
- 1 コンビニでパンを買う
- 2 切符を買って電車に乗る
- 3 コインロッカーに荷物を預ける



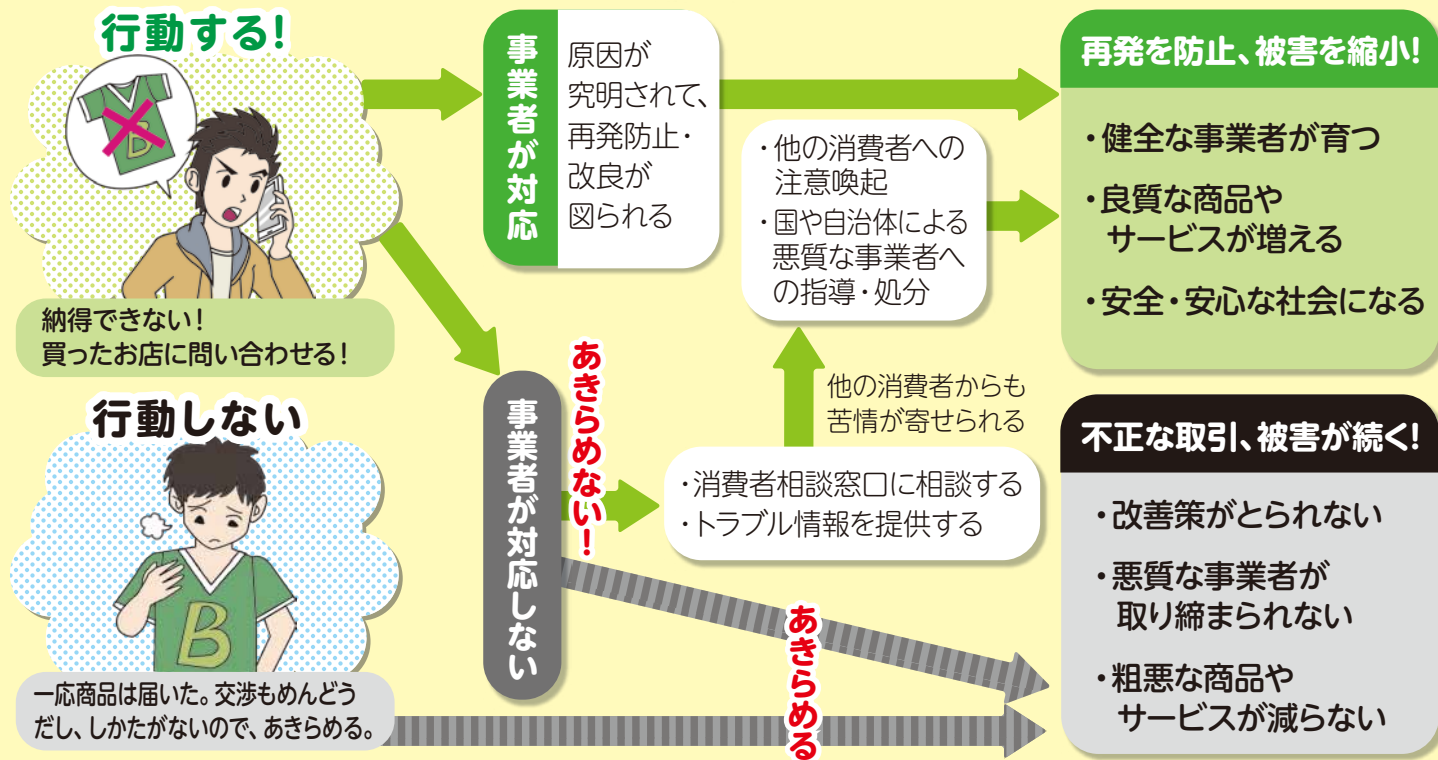
- 4 アルバイトをする
- 5 友人と映画へ行く約束をする
- 6 アパートを借りる



Q2. 次のうち、「契約」が成立したのはいつでしょう？



あなたの行動はどっち？



公正で 持続可能な 社会へ

- 消費者のニーズに応じ、人・社会・環境にやさしい商品の生産・販売が拡大
 - ・公正な市場形成
(発展途上国の生産者や労働者の生活改善・自立)
 - ・環境保護
 - ・地域の活性化
- 食品ロス削減 (適正な供給、資源の有効活用)



契約とは？

■契約とは？

契約とは、「法的な責任が生じる約束」(*)のことです。商品を買ったり、サービスを利用したりするのも契約です。

※契約相手が義務を守らなかった場合は、裁判で履行を求めることができます。

■契約が成立するのはいつ？

商品の売買やサービスの利用について、客(消費者)とお店(事業者)の間でその内容や価格、引渡し時期などについてお互いが合意したときに、契約は成立します。

■契約書などが必要？

原則として口約束でも契約は成立します。契約書は内容を確認し、保存するために作成するものです。

■契約はやめられる？

原則として自分や相手の都合で一方的に変更したりやめたりすることはできません(P6を参照)。契約をする前には、その内容をよく検討しましょう。



契約は原則として自分や相手の都合で勝手にやめることはできません!!

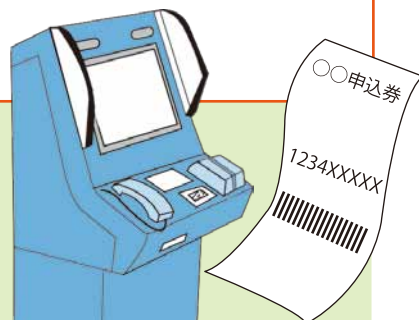
ワンクリック請求 ～支払わないといけないの?～



!! トラブルにあわないためのアドバイス

- ・ **請求されるまま支払わない! 消費生活相談窓口**に相談しよう!
無料だと思って申し込んだ場合、契約が有効に成立しているとは限りません。慌てて支払わず、消費生活相談窓口にご相談しましょう。
- ・ 「**誤作動・退会の場合はこちら**」という表示がでていても、**絶対に問い合わせない!**
個人情報を聞き出され、次々と請求を受ける可能性があります。
- ・ 「**トラブルを解決する**」という業者に連絡しない!
解約の交渉料として高額請求を受ける**二次被害**も多く見られます。

※請求画面が消えない場合は、独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) のホームページなどを参考に。
<http://www.ipa.go.jp/security/topics/alert20080909.html>



コンビニ収納代行を悪用した手口に注意!

事業者が消費者に「支払番号」を伝え、コンビニの店頭でその番号を使って料金を支払わせる手口が増加しています。

- ・ 相手から「支払番号」を伝えられても、決して支払わないようにしましょう!

インターネット通販 ～注文の前に十分な確認を～

増えて
います!

- お試し価格に惹かれて注文したダイエットサプリが定期購入になっていた。
- お金を支払ったのに商品が届かない。注文内容と違う商品 (又は偽物) が届いた。



!! トラブルにあわないためのアドバイス

- ・ **通信販売はクーリング・オフ制度 (P6) の適用がありません。**
注文前に購入や解約の条件、返品特約をよく確認しよう!
※通信販売の返品は、事業者の返品特約に従うことになります。
また、返品特約の表示がない場合は、商品を受け取った日を含めて8日間
は、送料を消費者が負担することで返品できます。
- ・ 購入前に、必ず運営者の氏名、所在地 (番地まで記載)、電話番号などが記載されているかを確認しよう!
- ・ 初めて利用する場合は、前払いでなく代金引換で支払おう!
- ・ 極端に価格が安い場合は、偽物でないか十分注意しよう!



エステ ~無料体験がきっかけで高額契約~



!! トラブルにあわないためのアドバイス

- ・ **契約する前に、本当に必要なものか、支払い可能な金額かよく考えよう!**
- ・ 判断に迷う場合はその場で決めない! **必要ない場合は、きっぱり断ろう!**
- ・ エステの場合、契約金額5万円・期間1か月を超えるものは、特定継続的役務提供に当たるため、**契約書を受け取った日を含めて8日間はクーリング・オフが可能。**(P6参照) また、クーリング・オフ期間を過ぎても中途解約が可能。

サイドビジネス商法 ~簡単にもうかる話と言われたけれど~



!! トラブルにあわないためのアドバイス

- ・ 「誰でも簡単にもうかる」といったような**おいしい話はありません!** 「必ずもうかる」「損はしない」などのセールストークを鵜呑みにしないようにしましょう。
- ・ **ネット上で知り合った人を簡単に信用しない!** 登録料や情報商材などで高額な支払いを求められたときは注意が必要です。
- ・ **「あやしい」「変だな」と思ったら、契約しない!** 契約する前に、消費生活相談窓口に相談しましょう。(P8参照)





契約はどんな場合でもやめることができないの？

お互いに合意した「契約」は、原則として自分や相手の都合で勝手にやめることはできません。ただし、消費者保護の観点から、契約を解消できる制度や規定があります。



クーリング・オフ制度

クーリング・オフ制度とは、訪問販売など消費者にとって不意打ちになるような取引について、いったん契約した場合でも、無条件で契約を解除できる消費者保護制度です。

クーリング・オフ対象	期間
訪問販売(キャッチセールス、アポイントセールス、催眠商法を含む)	8日間
電話勧誘販売	
特定継続的役務提供(いわゆるエステティックサロン、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス)	
訪問購入(店舗以外の場所で、貴金属など原則すべての物品を事業者が消費者から買い取る契約)	20日間
連鎖販売取引(マルチ商法)	
業務提供誘引販売(内職・モニター商法)	

【クーリング・オフの方法】

期間内に必ず書面(ハガキで可)で、契約をやめたい旨を書いて業者に通知します。発信したことが証明できるように、「簡易書留」(内容証明郵便でも可)や「特定記録郵便」で送ります。証拠として必ず両面のコピーをとっておき、「簡易書留」などの受領証や契約書と一緒に大切に保管しましょう。クレジット契約をしている場合は必ずクレジット会社へも書面を送りましょう。

【クーリング・オフできない取引】

消費者自らが店舗に出かけて品物を購入した場合や通信販売、3千円に満たない現金での買物などはクーリング・オフ制度が適用されません。

契約解除通知

次の契約は解除します。

契約年月日 平成〇年〇月〇日
 書面受領日 平成〇年〇月〇日
 商品名 ○○○○
 契約金額 ○〇〇円
 販売会社名 ○〇株式会社
 担当者〇〇氏
 支払った代金〇〇〇円を返し、
 商品を引き取ってください。
 (通知を出した年月日)
 (自分の住所・氏名)

ハガキ裏面

ハガキ表面

郵便はがき

事業所住所
事業者名
代表者 様

未成年者の契約

未成年者(既婚者を除く)が親(法定代理人)の同意を得ることなく結んだ契約は、取り消すことができます。

ただし、次の場合は取り消すことができません。

- ①あらかじめお小遣いとして渡された範囲内での契約
- ②自分が成人であると偽ってした契約(事業者から指示された場合は取り消せません。)



勧誘方法に問題がある場合など

例えば次の事例では、契約をやめられる場合があります。

- ①自分に落ち度がなく、契約内容に勘違い(錯誤)があった場合
- ②相手に騙されたり、脅されたりして契約してしまった場合
- ③帰りたいと言ったのに事業者が聞き入れず契約した場合
- ④相手が契約を守らない場合

トラブルにあって困ったときは、早めに消費生活相談窓口(P8を参照)に相談しましょう。

トピックス



スマートフォンを安全に使おう!

① 信頼できるサイトからアプリをインストール!

アプリの中には、ウイルスに感染させたり電話帳や通話履歴等の個人情報を抜き取ることを目的とした悪質なものがあります。事前にレビューなどでアプリの評価について情報収集し、OS提供事業者や携帯電話会社等が運営する信頼性の高いサイトからインストールしましょう。

② アプリのアクセス許可を確認!

インストールする際に、アプリの動作に不要と思われる権限を求められた場合(例えば、ゲームや漫画のアプリが電話帳へのアクセスを求めるなど)は、同意せずにインストールを中止しましょう。



③ OSやアプリは最新の状態に! セキュリティソフトも使おう!

OSやアプリのバージョンが古いままだとセキュリティ上の脆弱性からウイルス感染の危険があるため、早めにアップデートしましょう。スマートフォン用のセキュリティソフトの導入も有効です。

④ 個人情報は掲載しない!

不特定多数の人が利用するインターネット上で、むやみに氏名・住所・年齢・学校名などの個人を特定できる情報を書き込んだり、位置情報を含む写真を掲載したりすることは危険です。個人情報が流出してしまえば、直接的・間接的な嫌がらせを受けたり、あなたになりすまして悪いことをされたりするなどの危険があります。

家族や友人など身近な人の個人情報についても十分に注意しましょう。

クレジットカードの仕組みを知ろう!

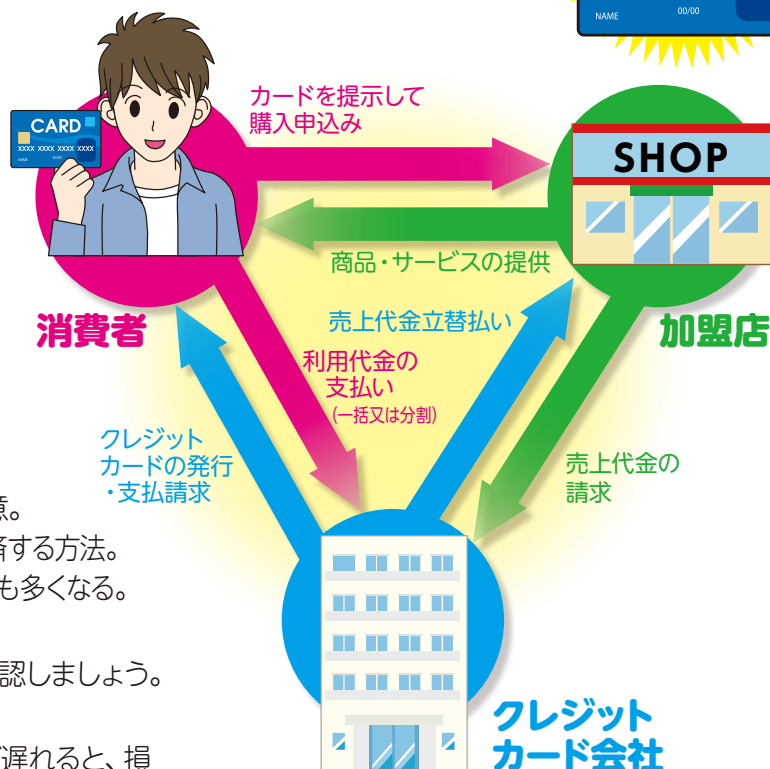


クレジットとは?

クレジットとは、あなたが後で返済するという「信用」をもとに、クレジットカード会社が販売店に代金を立替払いし、あなたが後日クレジットカード会社に返済するというシステムです。現金が手元になくても商品をすぐに手に入れられる便利なシステムですが、**クレジットカードによる買い物は「借金」**であることを心得なければなりません。

利用上の注意点

- 利用は自分の収入で確実に返済可能な金額まで!
- 金額や返済方法、手数料を必ず確認!
分割、リボルビング(※)は手数料がかかるので注意。
※利用残高に対して、毎月、定額又は定率の金額を返済する方法。
利用額が増えれば返済回数が増え、手数料の支払額も多くなる。
- 利用明細書のチェックを忘れずに!
使い過ぎや請求ミス、不正利用を防ぐために必ず確認しましょう。
- 返済日までには必ず入金を!
返済はほとんどが銀行口座引き落としです。返済が遅れると、損害金を請求されるだけでなく、あなたの「信用」が傷つき、5年間ほどクレジットやローンが利用しにくくなります。
- クレジットカードを貸したり、クレジット契約のための名義貸しはNG! 全てあなたの借金となります。
- クレジットカードをなくしたら、悪用される前に警察とクレジットカード会社にすぐ届出を!



無料で講師を派遣します!

学校等における消費者教育を推進するため、教員の消費者教育研究やPTA・生徒向けの研修・授業等へ、無料で講師を派遣しています。

教員・指導者向け講座

- ・消費者市民社会を目指す消費者教育のあり方
- ・効果的な指導方法や教材の活用法 など

生徒・PTA・一般消費者向け講座

- ・消費者市民社会の考え方について
- ・消費者トラブルの紹介と対処法
- ・インターネット・スマートフォンのトラブルについて など



消費者教育の教材をご活用ください!

～消費者教育・啓発用映像教材を貸出しています～

契約・クレジット・悪質商法・消費者教育・衣食住・環境など、消費者問題に関する映像教材 (DVD) の貸出を行っています。

社会科 (公民)・家庭科・商業科などの授業や研修等で、是非ご活用ください。貸出予約も承ります。



教材リストはこちら↓

<http://www.pref.aichi.jp/0000032843.html>

お問合せはお気軽に、県民生活課まで! ☎052-954-6603 (消費者教育・啓発グループ)

もっと消費生活について学ぶには・～「あいち暮らしWEB」を活用しよう!～

消費者問題を始め、暮らしの情報サイトとして、お子様から高齢者の方まで幅広くご利用いただける総合サイトです。是非ご活用ください。

パソコンサイトはこちら↓

<http://www.pref.aichi.jp/kenmin/shohiseikatsu/>

スマートフォンサイトはこちら↓

<http://www.pref.aichi.jp/kenmin/shohiseikatsu/sp/>



スマートフォンからも消費生活情報あいち暮らしWEBの情報が御覧いただけます。

消費生活に関する教育のヒントが満載! 消費者教育ポータルサイトのご案内

消費者教育に関する様々な情報を消費者庁が提供するサイトです。自分のニーズに合った教材の検索・掲載ができます。是非ご活用ください。

消費者教育ポータルサイトはこちら↓

<http://www.caa.go.jp/kportal/index.php>



歩きスマホは危険です!



暮らしのお役に立ちます 消費生活相談窓口のご案内

消費者ホットライン ☎188 (いやや!)

身近な相談窓口につながります。

愛知県

- 愛知県消費生活総合センター ☎(052)962-0999
- 尾張消費生活相談室 ☎(0586)71-0999
- 海部消費生活相談室 ☎(0567)24-9998

- 知多消費生活相談室 ☎(0569)23-3300
- 西三河消費生活相談室 ☎(0564)27-0999

※平成28年4月1日から東三河広域連合が消費生活相談業務を開始したことに伴い、東三河消費生活相談室及び新城設楽消費生活相談室の消費生活相談業務は、平成28年3月末日をもって終了しました。

市町村

※原則それぞれの市町内にお住まいの方の相談を受け付けます。

- 東三河消費生活総合センター ☎(0532)51-2305
- 東三河消費生活豊川センター ☎(0533)89-2238
- 東三河消費生活蒲郡センター ☎(0533)66-1204
- 東三河消費生活田原センター ☎(0531)23-3818
- 東三河消費生活新城センター ☎(0536)23-6260
- 名古屋市消費生活センター ☎(052)222-9671
- 岡崎市消費生活センター ☎(0564)23-6459
- 一宮市消費生活相談窓口 ☎(0586)71-2185
- 瀬戸市消費生活センター ☎(0561)88-2679
- 知多半田消費生活センター ☎(0569)32-2444 (半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町及び武豊町)

- 春日井市消費生活センター ☎(0568)85-6616 (市民活動推進課)
- 豊田消費生活センター ☎(0565)33-0999
- 安城市消費生活センター ☎(0566)71-2235
- 西尾市消費生活センター ☎(0563)65-2161
- 犬山市消費生活センター ☎(0568)61-1800
- 小牧市消費生活センター ☎(0568)76-1119
- 大府市消費生活センター ☎(0562)45-4538
- 尾張旭市消費生活センター ☎(0561)53-2111